

## 東かがわ市議会手話通訳及び要約筆記実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東かがわ市議会基本条例（平成25年東かがわ市条例第14号）第3条に規定する開かれた議会を実現するため、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある者（以下「聴覚障がい者等」という。）が傍聴を希望する際に手話通訳又は要約筆記を行うことに関し、東かがわ市議会委員会条例（平成15年東かがわ市条例第163号）及び東かがわ市議会傍聴規則（平成15年東かがわ市議会規則第2号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施会議)

第2条 手話通訳又は要約筆記を行う会議は、聴覚障がい者等が傍聴を希望する本会議又は委員会とする。ただし、東かがわ市議会会議規則（平成15年東かがわ市議会規則第1号）第50条又は第107条の規定により秘密会を開く議決があった本会議又は委員会を除くものとする。

(対象者)

第3条 手話通訳又は要約筆記の対象者は、傍聴を希望する聴覚障がい者等とする。

(申込み)

第4条 手話通訳又は要約筆記による会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、手話通訳・要約筆記申込書（別記様式）に必要事項を記入し、傍聴しようとする会議が開かれる日の原則5日前（東かがわ市の休日を定める条例（平成15年東かがわ市条例第5号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）は、算入しない。）までに議長へ提出しなければならない。

(変更及び取消し)

第5条 傍聴希望者は、手話通訳又は要約筆記の申込内容を変更又は取消しする場合は、傍聴する会議の日の2日前（市の休日は、算入しない。）までに議長へ変更又は取消し内容を連絡しなければならない。

(手話通訳者又は要約筆記の配置)

第6条 議長は、第4条の手話通訳・要約筆記申込書を受理したときは、手話通訳又は要約筆記に必要な人員を適切な箇所に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、聴覚障がい者等に対する手話通訳又は要約筆記の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

## 手話通訳・要約筆記申込書

年 月 日

東かがわ市議会議長 様

申込者（傍聴者本人・代理人）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

東かがわ市議会手話通訳及び要約筆記実施要領第4条の規定により、下記のとおり申し込めます。

利用内容	手話通訳 ・ 要約筆記	
傍聴予定日	年 月 日	
傍聴会議名	本会議 ・ _____委員会	
希望時間	時 分 ～ 時 分	
傍聴予定人数	人	
連絡方法 (いずれかにご記入 下さい)	FAX	
	電子メール	
	TEL	
その他		

※この申込書は、傍聴希望日の5日前（土曜、日曜及び祝日を除く。）までにご提出ください。

※申し込みをされても、やむを得ない理由により手話通訳者又は要約筆記者を配置できない場合があります。

※連絡方法で電子メールを希望された場合は、[hk-gikai@city.higashikagawa.kagawa.jp](mailto:hk-gikai@city.higashikagawa.kagawa.jp) から送信されたメールを受信できるように設定してください。

※申し込み内容を変更又は取り消す場合は、その旨を速やかにご連絡願います。